

## ～芦屋町創業促進支援事業補助金申込前チェックリスト～

創業促進支援事業補助金申込の際に、下記事項に記入の上、提出をお願いします。

### ●基本事項を記入してください

#### ■基本事項記入

記入者：

連絡先：

創業者：

連絡先：

○事業（新たに行う仕事）

・詳細があれば（どのような仕事）

○営業時間帯はどのような想定ですか

： ～ ：

○住所は町内ですか町外ですか

○開業予定地はどこですか（番地まで）

○どこで創業支援の補助金を知りましたか

○事業（現在開業している仕事がある場合）

※証明できる書類必要（開業届、定款、決算書等）

・現在開業している仕事があれば開業日はいつですか

### ●チェックリストにチェックをしてください

#### ■申請者について

□申請者本人自らが主体となり新たに創業を行うものである。

#### ■創業促進支援事業補助金の補助対象者について

□芦屋町内に事業所を設置しようとしていますか

☐ 廃業した者又は変更登記により法人の代表権のある役員から退任したものである場合は、1 年以上経過していますか

☐ 同一業種に対する本要綱による補助金の交付を一度も受けていないですか

**■創業促進支援事業補助金の補助対象事業について**

☐ 実施予定の事業は、別紙第 1 に該当する事業ですか

☐ 設置が恒常的な事業所で行う事業ですか

☐ 別紙第 2 に該当する事業ではありませんか

**■創業促進支援事業補助金のその他要件について**

☐ 決定通知書を受けた後でなければ、補助事業の着手（建築・工事・備品購入等）をしてはいけないことを理解しています

☐ 建築基準、用途地域を守り、業者と確認しながら正しく事業を行うことを理解していますか

☐ 創業に際し、5 年以上継続して営業する意思がありますか

☐ 芦屋町商工会の会員になることが条件になっていることを理解していますか

☐ 創業促進支援事業補助金交付要綱第 16 条に基づき、補助金の返還が生じることがあることを理解していますか

☐ 補助事業の完了した日から 5 年間は、補助事業により新設し、又は増設した設備等の処分をしてはいけないことを理解していますか

別紙第 1

| 補助対象となる事業（平成 25 年 10 月改定「日本標準産業分類」による。）        |
|------------------------------------------------|
| （１） 製造業                                        |
| （２） 卸売・小売業                                     |
| （３） 旅館・ホテル、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業                  |
| （４） 洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業                 |
| （５） ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、インターネット付随サービス業 |
| （６） デザイン業、著述・芸術家業                              |
| ※それぞれの業種において、管理・補助的経済活動を行う事業所（倉庫等）を除く。         |

別紙第 2

- キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）
- この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。

